

○岩見沢市立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する  
規則

平成28年3月30日

教育委員会規則第1号

(主旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2（第7項を除く。）及び第60条第4号から第7号まで並びに岩見沢市職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第3号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、岩見沢市立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

(1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社

(2) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等

（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第19条第2項の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第6条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第7条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第8条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受けるとする契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第9条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職（次条の職を含む。）に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項  
(部長又は課長に相当する職)

第10条 法第38条の2第8項及び法第60条第7号の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次の職とする。

- (1) 岩見沢市立小中学校長  
(管理又は監督の地位にある職員の職)

第11条 条例第3条第1項の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、岩見沢市立小中学校長とする。

- (再就職の届出を要しない場合)

第12条 条例第3条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 北海道教育委員会又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、市長が定める額以下の報酬を得る場合
- (4) 法第3条第3項の規定による職に就いた場合

(5) 法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条の規定により臨時的に任用する職員として採用された場合

（再就職の届出）

第13条 条例第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、市長が定める様式に従い、岩見沢市教育委員会に届出をしなければならない。

2 条例第3条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 離職日

(5) 再就職日

(6) 再就職先の名称

(7) 再就職先の業務内容

(8) 再就職先における地位

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、岩見沢市教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。